

NPO法人練馬家族会

特定非営利活動法人 練馬精神障害者家族会

2019年8・9月号

発行元：NPO法人練馬家族会事務局 〒176-0002 東京都練馬区桜台1丁目6-3吉村ビル303

URL: <http://www.nerima-kazokukai.net/> Tel&Fax.No.: 03-3994-3382 E-Mail: info@nerima-kazokukai.net

当会では、精神障害者が共に普通に暮らしていける地域社会の実現を目指しています。家族の思いを分かちあう交流会、および勉強会、一般の方々の理解と協力を得るための活動、障害者がより質の高い生活を送るための支援などをおこなっています。

—皆さまのご参加をお待ちしています—

- **家族交流会**・他の家族の方々とお話ししてみませんか。
 - ・ 日時：第4金曜日 13:30～16:30 ※10月の交流会は10月18日(金)に変更になります。
 - ・ 場所：区民・産業プラザ(ココネリ)3階 研修室5(練馬駅北口1分)です。
 - ・ 初めての方は事前にご連絡ください。
- **電話相談**：精神障がい者相談員による電話相談が始まりました。連絡先は8ページをご覧ください。

- ・練馬家族会のホームページには是非お越しく下さい。なお、URLは <http://www.nerima-kazokukai.net> です。今年からホームページに会報がアップされています。ご覧ください。
- ・会員投稿に関しては、法令、制度や固有名詞等以外の「障害」表記は原則として「障がい」または「障碍」とします。

《家族会名称変更と定款変更を致します》

令和元年6月1日

次の記事《平成30年度第14回NPO法人練馬家族会通常総会が開催されました》でご紹介していますが、当会の名称変更と定款変更の件が第6号議案で提案されています。

1. 名称変更する理由は次の通りです。

当会の正式名は「特定非営利活動法人 練馬精神障害者家族会」ですが、これから「障害」という言葉を取りたいというのが狙いです。

因みに、平成28年6月、都連(東京つくし会)が「東京都精神障害者家族会連合会」が名称変更して「東京都精神保健福祉家族会連合会」となりました。

併せて、会の通称・別称を「NPO法人練馬すずしろ会」に改めます。
2. 同時に、2005年特定非営利活動法人(NPO法人)に東京都の認証を受けた時代から事業内容は大きく変わり、共同ホーム、共同作業所等の障害支援事業は必要ないと考えて定款から削除いたします。
3. また、家族会の運営を機動的に運営するための定款手直しも致します。

今後、関係当局の認証を受けてから正式に変更いたします。

理事長 松沢 勝

《平成30年度第14回NPO法人練馬家族会通常総会が開催されました》

日時：2019年5月24日(金) 14:00～15:00 場所：区民・産業プラザ(ココネリ)3階研修室5

松沢理事長が仮議長となり本日の総会の議長に佐藤副理事長を選任。佐藤議長は応諾の上、本日の定足数を確認し、正会員44名中出席者・委任状提出者合計で35名(欠席者9名)と過半数を超えているため総会の成立を宣言し、議事録署名人に工藤理事、篠理事を、書記に内藤理事を指名した。

次いで議事に入り第1号議案「平成30年度事業報告」は全般につき松沢理事長が報告の後、詳細につき轡田副理事長から報告、第2号議案「平成30年度収支決算報告」は内藤理事から報告。山田監事か

ら監査報告の後、第1～2号議案につき全員異議なく承認された。第3号議案「平成31年度事業計画」は響田副理事長から、第4号議案「平成31年度収支予算計画」は内藤理事から報告（定款により総会報告）。第5号議案「理事の変更報告」では、松沢理事長から柴崎氏が理事を受諾・就任された旨、報告があった。最後の第6号議案「定款改定（含、法人呼称等）」では、松沢理事長から定款改定の必要性、特に呼称改定の背景についての説明があり、議場に賛否を諮ったところ全員異議なく承認された。これにより総会は滞りなく終了しました。（N）

NPO 法人練馬家族会主催 講演会 「成年後見制度～利用への道筋」

日時：2019年4月26日 14:00～16:00
場所：区民・産業会館ココネリ 研修室5
講師：弁護士 土肥尚子氏

1. 法定後見制度と任意後見制度

・成年後見制度の種類は、任意後見制度と法定後見制度がある。

① 任意後見制度

・本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度。この手続きを申し立てることができるのは、本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者である。

内容は、自由。将来のことは予測できないため、多くの代理権を設定することが多い。

・任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされているので、契約手続は公証役場において行われる。ただし、一身専属的な権利（たとえば、結婚、離婚、養子縁組など）については任意後見契約に盛り込むことはできない。

・本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で**任意後見監督人**（原則として私人が任命され、家裁のコントロールは間接的な設計）が選任されて初めて任意後見契約の効力が生ずる。本人の判断能力の程度は、後見相当とは限らず、保佐あるいは補助担当でも、発効できる。但し、本人の同意が必要。

② 法定後見制度

・本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されている。

・家庭裁判所の申立てができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長などで誰を後見人・保佐人・補助人とするかは、家庭裁判所が判断する。

・成年後見人等は、後見等開始の審判の際に、家庭裁判所が、本人の心身の状態、生活及び財産の状況や、候補者と本人との利害関係の有無、本人の意向などの事情を総合して職権で選任される。そのため、申立書に記載された候補者が必ず選任されるとは限らない。

・家庭裁判所は本人の財産管理をより適正に行う観点から、専門的な知見を有する専門職が関与する必要があると判断した場合には、弁護士、司法書士等といった専門家を成年後見人等に選任したり、このような専門家を成年後見等監督人として選任することがある。

・最近では、第三者専門職後見人が増加し、親族後見人は、平成30年では23.2%となっている。そして、親族後見人に、専門職の後見監督人を選任することが多い。これらの選任についての家庭裁判所の判断には、不服申立てをすることはできない。

・鑑定：鑑定は医師の**診断書**により判断される。診断書の「判断能力についての意見」の基準はつぎの通り。「支援」の文言は今回から入った。

□ 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。（注1）

□ **支援**を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。（注2）

□ **支援**を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。（注3）

□ **支援**を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。（注4）

（注1）：判断能力は正常な状態。

（注2）：**補助** 例：料理の手順が判らないときがある。生活費をついつい使いすぎてしまう。

（注3）：**保佐** 例：家電を正しく使えず壊してしまう。電車の利用が困難。

（注4）：**後見** 例：自分の銀行口座が分からない。預貯金の払い戻しができない。

平成31年4月、最高裁判所においても、従前の**診断書（改訂版）**の書式を改定するとともに、福祉関係者が本人の生活状況等に関する情報を記載し、医師にこれを伝えるためのツールとして、新たに「**本人情報シート**」の書式を作成することになった。

本人の身近なところで、職務上の立場から支援して言える人が作成することが望ましいので、ソーシャルワーカーとして本人の支援に関わっている専門職（介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、市町村が設置する地域包括支援センターや、社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員等）によって作成されることが想定される。

2. 後見制度支援信託・後見制度支援預金

平成24年から後見制度支援信託という制度が開始

された。後見人による本人の財産の使い込みを防ぐため。最高裁判所の調べによると、平成23年～24年の2年間で、900件以上の被害が判明し、その被害総額は80億円を超えている。単純に計算しても、毎日1100万円以上の被害が発生している。

後見制度支援信託は、本人が日常生活で使用する分を除いた金銭を、信託銀行等に信託することで、後見人による本人の財産の横領を防ぐ制度。これにより、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするには、家庭裁判所の指示書が必要になり、後見人が勝手に払い戻しや解約をすることができなくなる。

なお、信託財産は元本が保証され、預金保険制度の保護対象になるが、信託することができる財産は金銭に限られるので、不動産等を信託することはできない。また、信託銀行のほとんどが最低500万円からの利用を前提にしているため、実際には本人に500万円以上の預貯金がある場合が対象となる。

後見制度支援預金：平成30年6月から、後見制度支援信託に加えて、これと同様の仕組みとなっている預金（後見制度支援預金）制度も始められた。

後見制度支援預金とは、本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を後見制度支援預金口座に預け入れる仕組み。通常の預貯金と異なり後見制度支援預金口座に係る取引（入出金や口座解約）をする場合には、あらかじめ裁判所が発行する指示書を必要とすることで、後見制度支援信託と同様に、本人財産の保護を簡易・確実に行うことができる。取扱金融機関として、実生活に身近な信用金庫、信用組合に開設出来るメリットがある。

3. 後見人はどんなことをするか？

本人の意思・意向を尊重し、希望に添った生活が出来るように支援する。

○代理権について：

<成年後見人>は財産に関する法律行為の全般について代理権を有する。本人の財産を管理し、その財産に関する法律行為について本人を代理する。

「その財産に関する法律行為」とは？

・預金の管理・払戻し・不動産その他重要な財産の売買・賃貸借の締結・解除・担保物権の設定・遺産分割・生活又は療養看護（身上監護）を目的とする介護契約・施設入所契約・医療契約の締結など

<保佐・補助の場合>

保佐人・補助人の代理権は、保佐開始の審判時に当然に付与されるものではない。

本人の意向をふまえ、本人のために申立ての範囲内の特定の法律行為についての申立てが必要。

この申立てに基づき家庭裁判所が代理権を付与す

る旨の審判がされて保佐人・補助人に代理権が付与される。

家庭裁判所は申立てのない事項について代理権を付与することはできないし、申立てのあった事項についても、必要がないと判断すれば付与しないこともある。

申立てが本人以外の者による場合には、本人の同意が必要。

<代理権の対象とならないもの>

婚姻、離婚、認知、養子縁組、離縁等の身分行為や、医療同意、

遺言等の一身専属的な行為は、そもそも本人のみができる権利なので、後見人であっても代理権の対象とならない

○同意権について

<成年後見の場合>後見には同意権がない。同意なく法律行為をした場合でも基本的に取消ができるから。ただし、日用品の購入、日常生活に関する行為、婚姻、認知、嫡出認否、遺言などの「本人」にしかできないことは取消ができない。

<保佐・補助の場合>保佐には法律で「保佐人の同意を得ることを要する行為」が定められている。この定められた行為については、保佐人が「同意」しなければ成立しない。

また、「本人」が保佐人の同意を得ずにこれらの行為をした場合は、取り消すことができる。また、同意権付与の申立てによって、「同意を要する行為」を増やすことができる。

○取消権について

<成年後見の場合>

次の行為を除いて取り消すことができる。

●日用品の購入、日常生活に関する行為 ●婚姻、認知、嫡出認否、遺言などの「本人」にしかできないこと。しかし、実際に後見人が取消権を行使する事はあまりない。その理由は、後見人等はお目付役ではなく、支援者である。⇒本人の意思・希望を尊重。特に現在は「**本人の意志決定を支援する事が重要**」と言われている。取消は、本人への干渉となりかねず、本人との信頼関係にも影響する。

<保佐・補助の場合>

本人が、「保佐人・補助人の同意が必要」とされた行為にも関わらず、同意を得ずにした行為は、本人も保佐人も取り消すことができる。

取消権の効果：取り消された行為は、初めから無効であったとみなされるので、本人は取消権を行使した時点で残っている現状を返還することになる。物や不動産は、現状で返還。金銭の場合はパチンコなど浪費してしまっていた場合などは、現存ないということになる。

4. 後見制度利用に必要な費用

申立てにかかる費用と成年後見人等の報酬額がある

○ 申立てにかかる費用: 東京家庭裁判所後見センターで定める手数料、収入印紙、送付費用等。

○ 成年後見人等の報酬額

・現状は、本人の財産の額に応じて基準がある。
現在改訂中⇒財産管理よりも身上保護を重視する方向。専門職が成年後見人等に選任された場合について、これまでの審判例等、実務の算定実例を踏まえた標準的な報酬額のめやすは次の通り。

(1) 成年後見人

・成年後見人が、通常の後見事務を行った場合の報酬のめやすとなる額は、月額2万円。
・管理財産額が1000万円を超え5000万円以下の場合には基本報酬額を月額3万円～4万円、5000万円を超える場合には基本報酬額を月額5万円～6万円。なお保佐人、補助人も同様。

(2) 成年後見監督人

・成年後見監督人が、通常の後見監督事務を行った場合の報酬(基本報酬)のめやすとなる額は、管理財産額が5000万円以下の場合には月額1万円～2万円、5000万円を超える場合には月額2万5千円～3万円。

保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人も同様。

○ 付加報酬

・身上監護等に特別困難な事情があった場合には、上記基本報酬額の5%の範囲内で相当額の報酬を付加するものとする。
・任意後見制度については、公証人役場で公正証書を作成するので手数料、印紙代等がかかる。

5. 成年後見制度利用促進法

・平成28年4月に成年後見制度利用促進法成立。
・成年後見制度の利用者はH30年末で約21万人。
・利用が必要な人は、一般的には人工の1%と言

われているので、日本の人口1億2000万人で、その1%は120万人。

・必要な人が、必要な時に成年後見制度を利用することが出来るようにするために、平成29年3月に国の基本計画が閣議決定された。

・基本計画では、成年後見制度の利用促進に向け、各地域において「中核機関の設置・運営」「地域連携ネットワークの整備」を進めることとされている。練馬区では、区社会福祉協議会の「権利擁護センターほっとサポートねりま」が窓口となって、成年後見制度の一般相談、専門家による相談を受けている。

【利用促進と今後の方向】

(1) 本人のその人らしい生活を大事に、本人意思能力の補完という観点から本人を支援するべきである。

(2) 制度の障害者権利条約適合性の検証をし、制度の見直しが必要である。認知症とその他の病気・症状とでは、環境や状況があまりにも違いすぎるので、同じくくりとすべきではない。

(3) 家庭裁判所の財産管理中心の考え方を改め、身上監護を財産管理と同等の扱いとするべきである。

(4) 一度後見等を開始したら一生続くということではなく、後見等の中断及び後見制度の一時的限定的利用を可能とすべきである。

「本人を支える家族等」といっても、潜在的には本人と利害が対立するケースが少なからずある。信頼関係の形成ができないときであっても、飽くまで本人の意思決定の支援、身上の保護の重視の観点から、適任の後見人を確保すべきであることを基本計画において示すべきである。

(5) 成年後見制度と日常生活自立支援事業の切り分けを具体的にどのように考えているのか明らかにすべきである。(松沢)

医療法人社団一陽会

こころのクリニック石神井

当院は予約制となっております。

ご相談の際はまずお電話にてご相談ください。

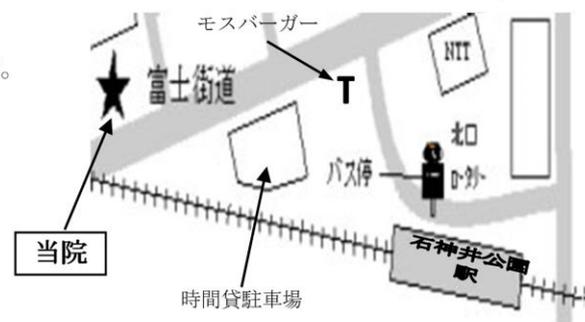
TEL:03-3997-3070

日曜・祝日・水曜日休診

〒177-0041 東京都練馬区石神井 4-3-16-101

●家族相談・精神保健相談

お気軽にご相談下さい



きらら風便り

豊玉障害者地域生活支援センター きらら
所長 菊池 貴代子氏

～平成30年度事業報告～

練馬家族会のみなさま、こんにちは。

日頃より地域生活支援センターおよび練馬区社会福祉協議会の活動にご支援ご協力をいただきありがとうございます。

本号では昨年度（平成30年度）の事業報告をさせていただきます。

きららは、常勤職員6名非常勤職員2名臨時職員2名の人員体制で、週6日（水曜日定休）、8:30～20:15（1日11時間45分）運営しています。事業は、地域活動支援センターI型、基幹相談支援センター、福祉サービスの利用に際して計画を立て相談支援専門員として支援する指定特定相談支援、入院中等の方の地域生活の移行を支援する指定一般相談支援を主に行っています。

昨年度、重点事業として①相談支援および利用者支援の充実②地域とのつながりを深める③指定管理者再受託に向けた取り組みを掲げました。①では、きらら登録者は690名、電話相談7,786件、面接相談2,629件、ケアマネジメントとして2,996件の連絡調整や担当者会議等を行いました。オープンスペースの利用は1日平均37名、多い日は64名が来所しました。メンバーによる活動（当事者活動）に力を入れ、「音楽を語る会」のプログラムが年3回から10回に増え、新たに「話そう会」が生まれました。②では、地域とのつながりが障がいの理解を深め、メンバーたちの生きやすさ・生活しやすさにつながると考え活動しました。

今年度も、きららの心地よい風をみなさまに届けます。よろしく願いいたします。

—NPO 法人練馬家族会・きらら共催—

「誰でも参加できる SST」

日時：2019年7月27日（土）14:00～17:00
場所：豊玉障害者地域支援センターきらら交流室
講師：同朋大学 社会福祉部 准教授
吉田みゆき氏

—NPO 法人練馬家族会 2月勉強会—

「大泉病院における心理社会的介入

～最新の医療もまじえて」（その3）

日時：2019年2月22日（金）14:00～16:00
場所：区民産業プラザ（ココネリ）3階研修室5
講師：大泉病院 社会医療部長&医学博士
山澤涼子氏

（会報4・5月号掲載の第1回目は、統合失調症の中核的病態である認知機能障害などについて。2回目は、大泉病院で行っている当事者や家族対象の心理教育プログラムや認知行動療法によるプログラムの紹介でした。）

【質疑応答】

1. 電気痙攣医療は効果がありますか？

電気痙攣医療は、現在では改良が重ねられ、安全性はかなり向上しています。また、電気けいれん療法は治療効果が高いというメリットがあります。

患者さんに麻酔を使って痛みや苦しみを感じないようにしたり、危険な状態にならないように呼吸や循環をしっかりと管理しながら行っています。安全性は非常に高いものとなっています。

2. クロザピンの導入を検討していますが、効果はどうですか？

統合失調症の陽性症状（幻覚や妄想）に対し、約3割の患者さんでドパミン受容体拮抗薬（従来の抗精神病薬）は無効です。

クロザピン（商品名：クロザリル）は、2種類以上のクロザピン以外の抗精神病薬で十分な治療効果を得られない治療抵抗性統合失調症に対して有効であることが確立されている唯一の薬剤です。

3. 訪問看護

訪問看護は療養上の世話や医療行為をする点で訪問介護と違いますが、他人が進めたほうが受け入れやすいといえます。看護師などが居宅を訪問して主治医の指示や連携により行う看護です。

4. 妄想といかに向き合うか？

妄想、幻覚のような統合失調症の初期に多く発現する陽性症状に家族が対応する最も適切な行動は、なるべく早期に治療を始められるようにリードすることです。

患者本人の苦しみを理解することは困難ですが、苦しさ、辛さを肯定して共感すること、苦しさを共有することが家族が統合失調症患者に対してできる唯一のことと言っても良いでしょう。

5. IPS（Individual Placement and Support）の進め方
IPSとは、米国で1990年代前半に開発された就

◆ 労支援モデルであり、一般就労率の向上などの有効性が実証されています。IPS では、就労は治療的成果がありノーマライゼーションをもたらすと考えられています。IPS の最終目標はリカバリーです。つまり、重い精神障害を持つ人々が生活の自立度を高め、精神保健が提供するサービスへの依存を減らしていくことです。精神障害を持つ多くの人々は、自立度が高まるに従って自尊心が高くなり、症状に対する理解が深まり症状に対応し、生活全般に満足感を覚えるようになります。

◆ IPS の基本原則

◆ □就労支援の専門家と医療保健の専門家でチームを作る □職探しは、本人の興味や好みに基づく 保護的就労ではなく、一般就労をゴールとする □生活保護や障害年金などの経済的な相談に関するサービスを提供する □働きたいと本人が希望したら、迅速に就労支援サービスを提供する □就労後のサポートは継続的に行い、リカバリー達成の手段となる。

◆ 6. 英国の保健医療の現状は？

◆ 英国の医療制度は予防の概念が発達しています。NHS (National Health Service) はイギリス政府が運営する原則無料の国民保険サービスです。

◆ まず、地元の GP (General Practitioner/家庭医) に登録しなくては NHS サービスの診察は受けられません。緊急時を除いて、まずはかかりつけの GP に行くことが求められます。GP の紹介がない限り原則として病院での受診ができません。

◆ 患者の選択できる範囲が日本と比べて大きく制限されているのがイギリス医療の現状です。無料なだけに医師・看護師・受付の質があまり良くなく、予約が取りにくく、待ち時間が非常に長いことも懸念されています。私立病院であれば質やサービスも NHS より遥かに良いと言われています。

◆ 7. 認知行動療法の説明で「コップの水半分・・・」

はどのようなことですか？

◆ 認知の偏りと修正というときに「コップの水が半分しか入っていないと考えると、つらくなる。逆に、半分も入っていると考えると楽になる。だから、半分も入っていると考えるようにする」という考え方です。

◆ 8. EE とは？

◆ 家族が統合失調症などの患者に対して表出する感情のこと。家族の面接場面から、批判的コメント、敵意、情緒的巻き込みすぎ、温かみ、肯定的言辞の五つの項目について測定する。多くの EE 研究でこの仮説は実証された。わが国でも 1995 年の伊藤順一郎・大島巖らの EE 研究結果で実証されました。

◆ 9. 不眠への対処方法

◆ 「もともと眠れていたのに眠れなくなった場合、悪いクセが身につけてしまったということが考えられ、そうした眠れないクセを、眠れるクセに変えていくのが認知行動療法が有効。が、急性不眠など一時的なものであれば、睡眠薬を使用したほうがよいこともあります。睡眠スケジュール法というのがあり「早寝・早起き」から「早起き・早寝」にするのが正しいやり方です。

◆ 10. 病院を変えないようにするためには？年を取るとよくなりますか？

◆ 外来の病院を替えることは、今まで築いた医師との関係を切ることになります。どうしても変えるのであれば、専門性が合っているかどうかの他に、病院を変えることによって、通院に関して変わってくることなどを、しっかり確認しておかななくてははいけません。また、紹介状を見せる時に、前の医師とあなたとの間にあった問題に関して客観的な意見を聞くことができます。前の医師との関係を切り、新しい医師との関係を築くには相当なエネルギーがいります。(松沢)

～心の扉を開く医療がここにはあります～

都市型病院を
目指す



医療法人財団厚生協会

大泉病院

《診療科目》 精神科・神経科・心療内科

〒178-0061 東京都練馬区大泉学園町 6-9-1

Tel・03-3924-2111 (代表) Fax・03-3924-3389

★診療について★

受付 午前 9:00～11:30 午後 1:00～3:00

診療日 月曜日～土曜日 (水曜日・土曜日は午前のみ)

休診 水曜日・土曜日午後、日曜日、祝祭日、年末年始

受付時間内は、経験豊富な専門医が常時 2～3 名担当しております

《共同居住型住宅（シェアハウス）
エルシェアート羽村を見学しました》

日時：2019年6月5日（水）

場所：東京都羽村市小作台2-16-33

エルシェアート羽村は精神障害者が永続的に安心して住める場所であると聞き、ぜひ見学したいと10名の家族が参加して訪ねた。練馬駅から1時間半の小作駅から徒歩5分ほどの住宅街にある4階建て新築ビルである。

広いガラス張りの玄関を入ると吹き抜けのロビーに光が溢れている。腰高の収納棚で視線は遮られ、ゆったりとソファが配置されている。奥にはかなり広い厨房と30人以上入れる食堂やハンモックの吊るされた空間があり、ここは子どもたちが遊べそうだ。入居者も地域の人も食事をしたり自由に集えるように、このようにオープンスペースが設けられている。

1階には大浴場があり、各階には個室の他に共同のシャワー・トイレ、そして洗濯機、乾燥機のある洗濯場が設置されている。4階は女性専用で階段にあるドアは鍵がかかるようになっている。49室のうち現在10人が入居中。家賃は45,000円/月、共益費（ガス、水道と日用品等）は10000円/月で電気代は個別支払いとのこと。

エルシェアート羽村は、2017年10月から始まった住宅セーフティーネット制度を活用した「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅である。「低所得者、障害者、生活保護を受けている方OK、年齢制限なし、保証人不要」とのことだ。

通過型施設としてのグループホームではなく、病院での短期・長期入院でもなく、①様々な支援や入居者・地域の②人々との交流を通じて支えあい、安心して暮らし続け、自立した生活を目指すための「社会自立支援」を掲げている。

① 様々な支援：医療従事者や行政の人々とカンファレンスや必要に応じてのスタッフによる

カウンセリングなど日常生活の支援や就職に向けたサービス（障害者手帳や就労経験の有無を問わない）として訪問介護や訪問看護、相談支援、就労訓練（就労移行支援）、就職後の定着支援等。
② 人々との交流：障害者、高齢者や子育て中のシングルマザーなど多様な入居者同士の交流も想定されている。入居者への食事提供。ランチタイムには地域にも開放したカフェとして営業、調理や接客を通じて就労経験を積む。居場所だけではなく短時間でも就労場所へ来て少し賃金を得ることができる。

「社会自立支援モデル」提案者の内川氏はこのシェアハウスの運営会社である(株)ヒューライフコーポレーション代表取締役で、そこでの就労移行支援事業では、一人ひとりに合わせた実践を訓練に取り入れ、「グループワークのない就労移行」を掲げて実践訓練を提案している。（依田）

練馬家族会・みんなの精神保健推進会議共催
「精神科医療機関の実態調査に関する学習会」

日時：7月21日（金）13：30～16：30

場所：区民産業プラザ（ココネリ）3階研修室2

講師：精神医療人権センター 木村朋子氏

参加費：無料

昨年度までは公表された。医師や精神保健福祉士の数、身体拘束や隔離阻止の人数、長期在院日数の患者数などを病院選びの参考にできたが、今年度から非公開。精神科病院の現状について学ぶ。

～ご支援のお願い～

NPO 法人練馬家族会は、精神障害者とその家族のための活動をしています。

皆さまからの応援のご寄付をお願いしております。

☆ご寄付 3000 円

市川様、小野様、草場様、斉藤様、堀口様、森川様、から頂きました。どうも有難うございました。

寄り添う心と ころ

精神科急性期治療、高齢化社会に対応した認知症治療病棟
専門医師とスタッフたちが愛情込めて適切に対応します

(交通のご案内)

武蔵関駅(西武新宿線)より 徒歩15分 又は関東バス「荻窪駅行き」「三鷹駅」にて

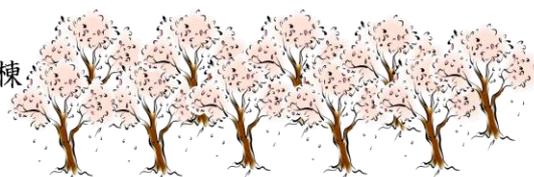
慈雲堂前下車徒歩3分

大泉学園駅(西武池袋線)より 西武バス「吉祥寺駅」にて関町北一丁目下車徒歩10分

(診療科)

精神科 内科

(併設など) 訪問看護ステーション 精神科大規模デイ・ケア/デイナイトケア グループホームまいとりい



♡♡ ここは 武蔵野サンクチュアリ ♡♡

医療法人社団じうんどう 慈雲堂病院

院長 田邊 英一

東京都練馬区関町南4-14-53

〒177-0053 TEL. 03(3928)6511

homepage: <http://www.jiundo.or.jp/>

NPO 法人練馬家族会 入会のお誘い

- ・ 隔月 1 回発行する会報をお届けします。
“みんなねっと”をご希望の方は事務所までご連絡ください。
- ・ 毎月行なわれる交流会、勉強会及び、福祉施設見学会（年 2 回）、講演会（年 3～4 回）にご参加いただけます。
- ・ その他、随時おこなわれる行事には家族揃ってのご参加をお待ちしています。

- ・ 会 員：年会費 9,000 円（個人、但しお支払い方法は一括払い、4,500 円の 2 回分割払いでも結構です）
 - ・ 賛助会員：年会費 3000 円（団体可／一口）
- <振込先>
三井住友銀行 中村橋支店
普通預金 口座番号 1588974
口座名義：特定非営利活動法人練馬精神障害者家族会

NPO 法人練馬家族会 8・9 月スケジュール

■ 8 月 3 日（土）10：00～15：00

夏の食事会

場所：光が丘区民センター 2 階 調理室

■ 8 月 10 日（土）14：00～17：00

2019 年度第 5 回運営&理事会

場所：NPO 法人練馬家族会事務所

■ 8 月 23 日（金）

2019 年度第 5 回練馬家族会交流会

場所：区民・産業プラザ（ココネリ）3 階 研修室 5

■ 事務所 夏季休暇 8 月 11 日（日）～8 月 18 日（日）

■ 9 月 14 日（土）14：00～17：00

2019 年度第 6 回運営&理事会

場所：NPO 法人練馬家族会事務所

■ 9 月 27 日（金）13：30～16：30

2019 年度第 6 回練馬家族会交流会・勉強会

13：30～14：30

場所：区民・産業プラザ（ココネリ）3 階 研修室 3

「雲の上にはいつも蒼空～太陽はいつもかがやいてい
る～3 人の障害者を抱えて」

講師：東京つくし会副会長 本田道子氏

区内各保健相談所「家族の集い」8・9 月スケジュール

※初めての方は、事前に、各保健相談所の家族教室担当保健師か、地域の担当保健師にご連絡ください。

8 月 9 日（金） 9 月 13 日（金） 13:30～15:30

関保健相談所 関町東 1-27-4 電話 03-3929-5381

8 月 19 日（月） 9 月 30 日（月） 14:00～16:00

石神井保健相談所 石神井町 7-3-28 電話 03-3996-0634

8 月 休み 9 月 2 日（月） 14:00～16:00

北保健相談所 北町 8-2-11 電話 03-3931-1347

8 月 休み 9 月 17 日（火） 10:00～12:00

大泉保健相談所 大泉学園町 5-8-8 電話 03-3921-0217

8 月 休み 9 月 18 日（水） 14:00～16:00

光が丘保健相談所 光が丘 2-9-6 電話 03-5997-7722

8 月 休み 9 月 22 日（月） 14:00～16:00

豊玉保健相談所 豊玉北 5-15-19 電話 03-3992-1188

精神障がい者相談員が電話で相談を伺います。携帯電話は受信専用になっていることをご了承下さい。

・ 練馬家族会事務所への電話相談： 電話番号 03-3994-3382 火・水・金 13：30～16：30

・ 携帯電話への相談： 松沢 勝 070-4097-2801 月～金 10：00～17：00

響田 英夫 070-3975-9372 同上 渡邊ミツ子 070-3965-8791 同上

工藤 邦子 070-3991-4924 同上 吉井 美恵 070-4076-9647 同上

NPO 法人練馬家族会 夏の食事会

2019 年 8 月 3 日（土）10 時～15 時
光が丘区民センター 2 階 調理室

冷製パスタと野菜カレーをお楽しみ下さい。大車輪手作りアイス、大好評につきましたやります！

NPO 法人練馬家族会 第 6 回交流会・勉強会
「雲の上にはいつも蒼空～太陽はいつもかがやいている～3 人の障害者を抱えて」

講師：東京つくし会副会長 本田道子氏
日時：9 月 27 日（金）13：30～16：30

場所：ココネリ 3 階 研修室 3

家族会事務所
は 8 月 11 日
（日）～8 月
18 日（日）まで
夏季休暇になり
ます。

大泉学園北口徒歩 3 分

医療法人社団地精会

大泉 金杉クリニック

神経科・精神科・心療内科

～精神科デイケア・ナイトケア・訪問看護～

<http://www.kanasugi-clinic.com>

TEL 03-5905-5511（予約制）

練馬家族会 会報 2019 年 8・9 月号

2003 年 11 月創刊 通巻第 183・184 号

発行日：2019 年 7 月 20 日

発行所：特定非営利活動法人

練馬精神障害者家族会 事務局

〒176-0002 東京都練馬区桜台 1 丁目

6-3 吉村ビル 303

発行人：NPO 法人練馬家族会

編集：NPO 法人練馬家族会

編集委員会